桐医会
会員専用

保険プランについての注意事項

～団体保険にご加入いただく方は、必ずお読みください～

○保険プランとは：勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険、および団体総合生活保険（所得補償）の4つを指します。

1. 告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。＊代理店には、告知受領権があります。

2. 通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。団体総合生活保険の場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

3. ＜重大事由による解除について＞

以下に該当する場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合　　等

4. 補償重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

5. 他の保険契約等がある場合

＜勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険＞＜産業医等活動賠償責任保険＞
この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入に基づいて保険金をお支払いします。

＜団体総合生活保険（所得補償）＞
他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複したときは、当会社は、下表の額を就業不能期間1か月あたりの保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、この保険契約の支払責任額（＊1）
②	他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、平均月間所得額が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた、就業不能期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を超えるときは、その超過額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊1）を限度とします。

（＊1）他の保険契約等がないものとして算出した就業不能期間1か月あたりの保険金の額をいいます。

6. 引受保険会社が経営破綻した場合等

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返戻金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険は80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。団体総合生活保険（所得補償）については、引受保険会社の経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

7. 保険契約者の権利について

本契約は桐医会を保険契約者とし、会員である医師等を被保険者とする勤務医向け医師賠償責任保険・開業医向け医師賠償責任保険・産業医等活動賠償責任保険・団体総合生活保険（所得補償）の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、桐医会（団体総合生活保険の場合は原則として桐医会）が有します。

8. 保険プランの詳細について

このパンフレットは、勤務医向け医師賠償責任保険・開業医向け医師賠償責任保険・産業医等活動賠償責任保険・団体総合生活保険（所得補償）の内容をご説明したものです。団体総合生活保険（所得補償）のご加入に当たっては、必ず「重要事項説明書」を良くお読みください。詳細につきましては、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款およびこれに付帯する特約によります。保険約款およびこれに付帯する特約内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、これらの保険の内容について、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。又、加入を申込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきます様お願い申し上げます。

9. 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　　等
※保険期間の開始後、保険料の払込前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。
＊1　ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）

10.示談交渉について

勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険は、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う『示談交渉サービス』はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身及び病院側ご担当者に、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

11.事故時の対応について

示談交渉サービスはありませんが、事故の第1報を受取り次第、当方では事故の状況に応じ弁護士、保険会社の損害担当者、取扱代理店、医経コンサルタント等を配し、ご本人及び病院側ご担当者と緊密にコンタクトを取りながら、具体的な交渉方法等について適切なアドバイスを行います。
＜勤務医師向け医師賠償責任保険＞＜開業医向け賠償責任保険＞＜産業医等活動賠償責任保険＞
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見または事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。
＜団体総合生活保険（所得補償）＞
事故が発生した場合には、30日以内にパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。所得補償保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。

12.代理店の業務について

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

2021年12月作成　21-T04173
このパンフレットは再生紙を使用しています

「医療とは科学であり、真理の追求であるが、
裁判とは実務であり、結論の伴う現実である」
（医療裁判に多く携わる、ある弁護士の言葉）

一般社団法人　筑波大学医学同窓会

桐医会

会員の皆様へ

医師賠償責任保険
嘱託医業務賠償責任保険
団体総合生活保険（所得補償）保険
のご案内

桐医会では福利厚生制度の一環として、勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険、産業医等活動賠償責任保険と団体総合生活保険（所得補償）の募集を行っています。
勤務医向け医師賠償責任保険、開業医向け医師賠償責任保険は急増する医療訴訟に万全を期すため、また団体総合生活保険（所得補償）は万が一の病気・ケガの際の収入を確保するために、共に大変有効です。ぜひご活用ください。

桐医会　会長　山口 高史

桐医会（筑波大学医学同窓会）事務局
〒305-8575　茨城県つくば市天王台1-1-1　筑波大学医学専門学群内　医学学系棟4階473室
TEL 029-853-7534　　FAX 029-853-7534　　メールアドレス touikai@md.tsukuba.ac.jp

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）東京新都心支店 開拓第一チーム
〒150-8560 渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル 5F

取扱代理店　IMK高月株式会社
〒164-0003 中野区東中野5-26-14-202
E-mail：imk@kouzuki.biz　　HP：http://www.kouzuki.biz/

＊総合お問合せ先＊
株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO新宿支店（略：TNP新宿）
〒151-8560　東京都渋谷区代々木2-11-15　新宿東京海上日動ビル8階
＊E-mail：dr-support@tnpgrp.jp　（住所変更などの一般的なお問合せなどはメールでご連絡ください。）
＊TEL：03-5333-1431　（9：00～17：00）
＊TEL：0120-119-110　（事故や保険金請求の場合は、24時間対応の東京海上日動安心110番までご連絡ください。）

Before ご加入方法

各保険プランへのご加入手続きは、簡単に次の３つのステップです。
同封の加入申込書をご用意ください。
左側が加入申込書、右側が預金口座振替依頼書となっています。

Step 1. 申込書の記入

①（申込書右ページ）上段緑太枠内に、口座情報を全て記入し、登録印を2-3ページに押印ください。登録印は、鮮明にご捺印ください。
②（申込書左ページ）赤枠内を記入します。
＊住所をよく変更される場合はご実家が便利ですが、重要な書類が届きますので、ご実家の方へはよくご説明しておいてください。
③医師賠償責任保険については、タイプを決めます。高額賠償時代に耐えるSタイプをおすすめします。
④団体総合生活保険（所得補償）については、健康状態告知書の告知用質問にしたがって、ご署名・捺印してください。

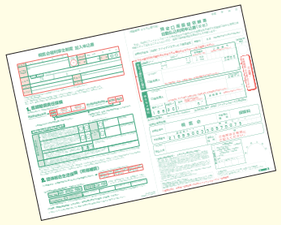

Step 2. 保険料の振込

①同封のゆうちょ銀行「払込取扱票（＝ATM可）」にて、加入該当月の保険料を振込みます。
②振込みは指定の期限までに行ってください。期限を過ぎた場合は、別途取扱代理店までメール等でその旨ご連絡ください。その後の手続き方法についてご案内致します。
③団体総合生活保険（所得補償）は、原則保険開始から３か月後の毎月６日から自動引落しとなりますので、お振込みは不要です。

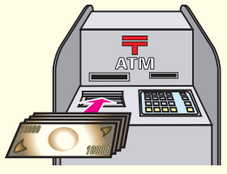

Step 3. 申込書の郵送

①保険料振込みと同時（所得補償については口座引落しの為、保険料の振込みは不要です。）に、申込書（預金口座振替依頼書）を返信用封筒で郵送します。（3枚目は控）
②約１カ月後、「加入者票」が届きますので、１年間大切に保存ください。

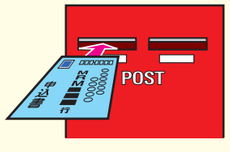

ご不明な点は、末尾の＊総合お問合せ先＊にお問い合わせください。

After ご加入後の流れ

加入１－2ヶ月後

加入者票が届く

・保険加入を証明するものです。
・加入期間中、大切に保管してください。

毎年11月上旬頃

医師賠保険料の引落し

・引落し期日は原則毎年11月6日です。

毎年１月下旬頃

加入者票が届きます

・保険加入を証明するものです。
・加入期間中、大切に保管してください。
・急いで入手が必要な場合は、遠慮なくメール等でお申し出ください。

医師賠償責任保険は年１回払い（毎年11月６日引落し）、団体総合生活保険（所得補償）は月払い（3ヶ月遅れの毎月６日に引落し）となっています。

一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル 0570-022808＜通話料有料＞
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

＊1　現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
＊2　保険プランの詳細は、同封のパンフレットをご参照ください。